

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
阿久比町	草木地区(草木1、草木2)	令和3年3月23日	令和5年3月30日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	200.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	139.4ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	69.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	27.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	26.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.3ha
(備考) アンケート結果 規模の縮小・離農を考えている方の農地中間管理機構利用意向は13.2haである。	

2 対象地区の課題

アンケートの結果である75才以上で後継者未定の耕作面積27.7haと、今後中心的経営体が引き受け意向のある耕作面積5.3haを比較し、今後22.4haの農地が引き受けされないおそれがあるため、新たな農地の受け手の確保が必要。

将来使用できないハウスなどが発生した時の利用などについて検討が必要。農道や用排水路等の老朽化に対応した維持管理を図る。

大規模農家が耕作できない小規模農地の担い手確保が急務である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

草木地区の水田利用は、8経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

草木地区の畑利用は13経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者の希望を尊重しつつ原則として農地中間管理機構に貸し付け、意欲ある農業者等に農地集積をはかることで、将来の経営農地の集約化を目指す。機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていくことで、作業の効率化と規模拡大を支援する。あわせて小規模農地の担い手確保を図る。

多面的機能支払制度の活用方針

多面的機能支払制度を活用し、農地を始めとする水路、農道等、地域資源の維持・発揮のための地域活動などを推進し、集約化しやすい環境を整備する。また、土地持ち非農家に対して農地維持管理活動への更なる理解促進を図る。

作物生産・畜産に関する取組方針

特色である施設花き(菊)や畜産についても、地域で更に発展するよう推進していく。土地利用型の水稲だけでなく、今後は果樹・畑作振興も考慮し、現在栽培しているナスを始め新規目品についても積極的に取り組みを行っていく。特別栽培米「れんげちゃん」のさらなる高付加価値化を目指すほか、新たな特産物作りを推進する。

就農支援の取組方針

他産業の退職者など、新規就農者の就農支援を推進し、担い手の拡大を図る。